

好まさりしに依り、鑄込の際別途の鑄型に鑄入採取したるもの大部分にして、僅に船の高中低壓汽笛のものゝみ其上端突緣部の試験片を鑄付たるものとす。鑄造に要する日數及工數 高中低壓各汽笛により多少此等に相違あるも、概して鑄型の製作に要したる日數は十一日乃至十二日、鑄込み後堀上げに著手迄二日一夜、堀上に一日、又鑄張ハツリ及砂落しを終る迄三日間、合計十八日間、總工數高壓汽笛二百六十五工、中壓汽笛二百七十二工、及低壓汽笛は二百八十七工を要せるか之はA乃至C船の三船の平均にして、A船のものは最も工數を要し、B船のもの之に次き、C船のもの又之に次く、之れ職工の熟練するに隨ひ漸次工數を減少するか爲めなりと思考す、要するに右の工數は稍々多さに失する感あるも、工場運搬設備の不良に基因する冗工割合に多さか如し。（某省報告の抜萃）

●造船界の活躍と鋼材供給の逼迫

内地造船業

の獨立は軍事的に將た經濟的に最も重要なことと言を俟たるも、歐洲戰亂勃發以來愈々痛切に其必要を感するに至り、造船界並に海運界の人士を網羅せる造船協會に於ては内地造船業の獨立を期する爲、大正三年九月造船振興調査會を設立して、内地製鐵事業の擴張、船舶補助工業の促進、船舶試驗所の設立等に關し、各部門を分ちて調查研究中の處其後内地新造船の註文愈々多さを加へ、最近に於ては建造中並に計畫中の大型船舶實に百一隻四十四萬餘噸に達

し、而かも尙新造註文の引合續出して、鋼材の供給愈々逼迫したるにより、之か活路を求むる爲、大正四年十二月下旬造船協會々長の名に於て左記陳情書を内閣總理大臣、大臣・鑄造に要する日數及工數 高中低壓各汽笛により多少此等に相違あるも、概して鑄型の製作に要したる日數は十一

日乃至十二日、鑄込み後堀上げに著手迄二日一夜、堀上に一日、又鑄張ハツリ及砂落しを終る迄三日間、合計十八日間、總工數高壓汽笛二百六十五工、中壓汽笛二百七十二工、及低壓汽笛は二百八十七工を要せるか之はA乃至C船の三船の平均にして、A船のものは最も工數を要し、B船のもの之に次き、C船のもの又之に次く、之れ職工の熟練するに隨ひ漸次工數を減少するか爲めなりと思考す、要するに右の工數は稍々多さに失する感あるも、工場運搬設備の不良に基因する冗工割合に多さか如し。（某省報告の抜萃）

謹デ何々大臣何某閣下ニ白ス

歐洲戰亂ニ伴フ船腹ノ不足ハ運賃ノ暴騰ヲ來シ、爲ニ我國ニ於テモ亦船腹ノ需要緊切ナルモノアルモ、外國船輸入ノ途杜絶シタルニヨリ多數ノ内地新造註文ヲ喚起シ、目下建造中及ヒ計畫中ノ大型船舶實ニ百壹隻四拾四萬參千餘噸ニ達セリ、而シテ之ニ要スル鋼材（鋼板及形鋼類）約貳拾貳萬噸中、本邦製品ハ僅ニ貳萬噸ニ満タサルヲ以テ、殘餘ノ大部分ハ之ヲ英米ニ註文セサルヘカラス、然ルニ兩國ニ於ル製鋼業者ハ内外ノ需要ニ追ハレテ殆ト製造戦當時ニ比シ、實ニ六割乃至九割ノ暴騰ヲ來サシムルニ至レリ、加之米國鋼材輸出會社ハ遂ニ其組合製鋼會社ノ製品ニ對スル新規契約ヲ停止スルアリ、此ノ如キ狀態ナルヲ以テ、從來契約済ノ材料ト雖、尙製造力ノ制限ト輸送ノ不確實トニヨリテ、惹テ到著ノ遲延スルヲ免レス、

爲メニ斯業者ノ被ルヘキ不利不便ハ殆ト言フニ忍ヒ難キモノアリ、隨テ目下尙新造船ノ註文引合續出シツ、アルモノ、之ニ要スル材料供給全ク絶望ナルヲ以テ、當事者ハ手ヲ空シクシテ傍観スルノ外ナキ窮境ニ在ルナリ。

識テ考フルニ海運造船兩業ハ我國ニ於ケル國家的產業ノ主要ナルモノニシテ、多年保護獎勵ノ結果近比漸ク其理想ノ一端ヲ實現セントスル氣運ニ向ヘリ、而シテ今ヤ千歳一遇ノ此好機ヲ捉ヘテ、將ニ大ニ世界ニ雄飛セントスルノ時ニ當リ、前陳ノ如ク鋼材ノ供給不十分ナル爲メ、造船業者ハ其技能ヲ發揮スルニ由ナク、海運業者モ亦拱手利害關係ノミニ止マラスシテ、國家經濟上亦重大ナル損失ト稱セサルヘカラス、仄ニ聞クトコロニ依レバ、大正五年度ニ於ケル製鐵所生産額ノ過半ハ其供給方針未タ確定セストイフ、マタ傳フル處ニヨレハ近キ將來ニ於テ製鐵所擴張ノ計畫アリト聞ケリ、本會ハ深ク國家經濟ノ大勢ニ鑑ミ、現下ノ急需ヲ調節シ、併テ將來本邦造船事業ノ獨立ヲ促進センカ爲メ、此際ニ於テ特ニ左ノ方法ヲ實行セラレンコトヲ切望スルモノナリ。

一、製鐵所明年度生產額中、契約未決定ノモノハ能フ限リ之ヲ造船材料ニ振向ルコト。

二、製鐵所ノ事業擴張ヲ急施シ、造船材料ノ供給ヲ潤澤ナラシムルコト

茲ニ謹テ誠悃ノ微意ヲ具陳ス

頓首再拜

大正四年十二月

造船協會會長 男爵 赤松則良

●浦賀船渠會社鑄鋼工場に就て 浦賀船渠會社

にては今回鑄鋼工場を建設し、自家用の鑄鋼品を鑄造することゝなれり、同會社は從來其設備無かりし爲、總ての鑄鋼品は之れを阪神地方に註文せり、然るに先般驅逐艦桐を建造せし當時、總ての鑄鋼所は工事輻湊の爲め快く註文に應するものなく、漸く大阪と海軍工廠とに依頼し工事に支障を生せざりしか、少なからず困難し、此時に於て小規模の鑄鋼場設備の必要を感じり、其他鑄鋼品の註文に就ては辛き經驗を有し、或る時の如きは或るものを某工場に委託したるに之れか全部不合格となり、大なる手違を生せしことあり、或は委托せる品物遅延せし爲め納期を誤まりしことあり、此等諸事情の爲め斷然小規模の工場を設備する決心を起せり。

鑄鋼工場建設の議は大正三年末頃に起りしか、彌々決定せしは四年五月初にして、川間分工場に石川島分工場時代鍊鐵工場に使用せし空工場ありしを、鑄鋼工場として設備せしものなるか爲め、不完全を免かれされとも、兎に角相當に鑄鋼品を製出しつゝあり。

建設工事は四年五月十四日より工を起し、總ての機械器具は社内にて製作することゝし、建物の改築機械器具の製作を始めたり、然るに其工事の自家用のものなる爲め、忙しき時には後廻しとなり漸く八月中旬に至りて略々竣工し、九月一日初めて鑄鋼工場の看板を掛けたり、然して之より總ての設備を完成し、機械器具の試験を爲し、九月二十五日